

* 都市局[受取]	決裁欄	課長	* 処理欄	* 建設局[返却確認]
		係長		
		担当		

**景観計画区域における屋外広告物の表示等に関する行為の制限チェックリスト
(2-4-1 税関線・三宮駅前沿道景観形成地区)**

* 景観計画区域においては、景観法に基づく景観計画に定められた屋外広告物の表示等に関する制限が神戸市屋外広告物条例に基づく許可基準になりますので、事前に都市局まち再生推進課にご相談ください。
 * 屋外広告物の許可申請にあたっては、このチェックリストに必要事項を記入の上、申請書に添付してください。
 * チェック欄には、適合する場合「○」、不適合の場合「×」、該当しない場合「-」を記入してください。

記	所属・氏名	
入	連絡先	TEL E-Mail
者	※内容の確認等、お問い合わせをさせていただく場合があります。	

◆ 2-4-1 税関線・三宮駅前沿道景観形成地区 の基準

景観形成基準		チェック	計画内容
すべての 広告物	基本事項	○建築物や周辺環境と調和がとれたものとする。 ○表示内容は簡素化する。	
	配置・位置	○景観形成道路A上への突き出しは、1道路、1建築物につき1個以下とする。 ○窓、その他の開口部には、原則として掲出しない。	
	規模・掲出数	○できるだけ集約し、必要最小限の大きさ、個数とする。	
	映像装置	○時間帯に関わらず、夜間景観形成基準に準じ、周辺環境に配慮したものとする。	
地上 広告物	地上からの高さ	○10m以下とする。ただし、空地や平面駐車場等の低未利用敷地に掲出するものについては、5m以下とする。	
	横の長さ	○空地や平面駐車場等の低未利用敷地に掲出するものについては、接道延長の2分の1以下とする。	
	配置・位置	○壁面の位置の制限による道路境界線からの後退部分には掲出しない。	
屋上 広告物	基本事項	○形態・意匠等に配慮しながら、建築物との一体化を図る。	
	高さ	○建築物の高さの3分の1以下かつゾーンごとに次のとおりとする。 ゾーン① : 4m以下 ゾーン②③ : 6m以下 ゾーン④⑤ : 8m以下	
	掲出数	○1建築物につき1個以下とする。ただし、本基準の適用の際、すでに適法に表示又は設置しているものは除く。	
壁面 広告物	配置・位置	○景観形成道路沿いの建築物等に掲出する場合は、道路に面しない壁面には掲出しない。ただし、建物名、事業所名等で壁面との調和に配慮されたものはこの限りでない。	
突出 広告物	配置・位置	○上端は、建築物の軒の高さ以下とする。	
	掲出数	○景観形成道路に面して掲出する場合は、1道路、1建築物につき1個以下とする。ただし、建築物の3階の床面高さ以下の部分に掲出する場合で、広告物の縦の長さが1m未満のものは除く。	
幕		○道路に面しない壁面には掲出しない。	

夜間景観形成基準				フィク	計画内容
すべての 広告物	照明	輝度・ グレア	○輝度は、周辺環境に配慮したものとする。 ○照明対象範囲外に光が照射されないよう留意する。 ○内照式は避け、できる限り外照式とする。ただし、文字のみの場合など、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。		
		変化	○光が動くもの、点滅するもの、色が変わるものは原則として使用しない。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。		
	映像 装置	輝度	○時間帯や周辺環境に配慮したものとする。		
		変化	○光の動き、点滅、色の変化の速度は緩やかなものとし、色相差の大きい色の組み合わせは避ける。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。		

◆ 2-2-4 ビーナステラス眺望景観形成地域（区域②）の基準

- ※税関線・三宮駅前沿道景観形成地区全域において適用されます。
 ※税関線・三宮駅前沿道景観形成地区の基準と重複する基準は省略しています。
 （一部の区域に適用される区域aの基準も重複するため省略しています。）

夜間景観形成基準				フィク	計画内容
すべての 広告物	照明	輝度・ グレア	○輝度は、周辺環境に配慮したものとする。特に視点場からの見え方に留意する。		
	映像 装置	輝度	○時間帯や周辺環境に配慮したものとする。特に視点場からの見え方に留意する。		

◆ 2-1 景観計画区域全域の基準

- ※1個あたりの表示部分の面積が7㎡を超えるもので、かつ、1敷地あたりの表示部分の面積の合計が20㎡を超えるもの又は高さが4mを超えるものに適用されます。
 ※税関線・三宮駅前沿道景観形成地区又はビーナステラス眺望景観形成地域の基準と重複する基準は省略しています。

景観形成基準				フィク	計画内容
		商工系地域		住居系地域	
すべての 広告物	基本 事項	○形状や色彩等の意匠に配慮し、秩序ある景観形成を図る。			
	映像 装置	○時間帯に関わらず、夜間景観形成基準に準じ、周辺環境に配慮したものとする。	○原則として掲出しない。		
備考	商工系地域及び住居系地域は、神戸市屋外広告物条例施行規則第7条の別表第1に規定する商工系地域及び住居系地域をいう。 ※商工系地域：用途地域のうち、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域 ※住居系地域：市街化調整区域並びに用途地域のうち、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び第二種住居地域				